

韓国における未成年者の携帯電話利用に係る施策等

1 高校生の携帯電話利用状況

携帯電話保有率は 78%

1 日のメール件数は約 50 件から 300 件（平均約 100 件）

（H17.12.20 ドコモ・モバイル社会研究所調査結果）

2 未成年者の使用する携帯電話への措置

韓国では携帯電話購入時に住民登録番号（全住民が保有）を申告する必要があり、それにより加入者の年齢がわかる。

電気通信事業法施行令により、事業者に契約時の本人確認義務を課している。

19 歳未満の者が加入者となる場合、自動的に有害サイトにアクセスできないように設定される。

この措置は青少年保護法に基づくものであり、韓国のすべての携帯電話事業者が実施している。

ただし、親が自分名義で契約して子どもに与えた場合はこのような措置はなされない。

（H18.9.27 韓国海外連絡官に対する聴取結果）

【参考】

（韓国）青少年保護法（2000 年 2 月 3 日法律第 6261 号）（抄）

第 1 章 総則

第 2 条（意義）

本法で使用する用語の意義は次のとおりである。

1. 青少年とは満 19 才未満の者をいう。

第 2 章 青少年有害媒体物の青少年対象流通規制

第 7 条（媒体物の範囲）

本法で媒体物とは、次の各号の 1 に該当するものをいう。

4. 電気通信事業法及び電気通信基本法の規定による電気通信を通じた音声情報・映像情報及び文字情報

第 10 条（青少年有害媒体物の審議基準）

青少年保護委員会と各審議機関は、第 8 条の規定による審議において当該媒体物が次の各号の 1 に該当する場合には、青少年有害媒体物に決定しなければならない。

1. 少年に性的な欲求を刺激する扇情的なことや淫らなもの
2. 青少年に暴悪性や犯罪の衝動を起こすことができるもの
3. 性暴力を含んだ各種形態の暴力行為と薬物の乱用を刺激したり美化するもの
4. 青少年の健全な人格と市民意識の形成を阻害する反社会的・非倫理的なもの
5. その他青少年の精神的・身体的健康に明確に害を及ぼす恐れがあるもの

第 1 項の規定による基準を具体的に適用するにあっては現在国内社会での一般的な通念にしたがってその媒体物が持っている文学的・芸術的・教育的・医学的・科学的側面とその媒体物の特性を同時に考慮しなければならない。

青少年有害可否に関する具体的な審査基準とその適用に関して必要な事項は、大統領令に定める。

第 17 条（販売禁止等）

青少年有害媒体物は、これを青少年を対象に販売、貸与、配布したり視聴・閲覧・利用に提供してはならない。

青少年有害媒体物の販売禁止等に関してその他必要な事項は、大統領令に定める。

韓国の携帯電話会社（3 社）

- ・ SKテレコム
- ・ KTF
- ・ LGテレコム